

被扶養者として認定されるための条件と被扶養者を申請するときの添付書類

被扶養者として認定されるためには、一定の条件を満たしている必要があります。

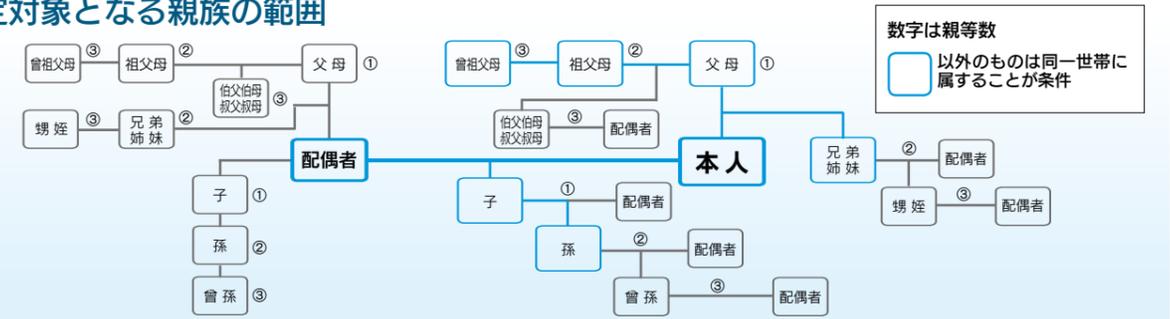
収入の範囲	60歳未満の方	年収130万円未満 (月収108,334円未満)	被保険者の収入の 1/2未満
	60歳以上75歳未満または障害者の方 (障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害の方)	年収180万円未満 (月収150,000円未満)	

- 扶養認定後に、失業給付基本手当日額3,612円以上を受給開始される場合は、受給開始日をもって扶養から外す手続きが必要となります。
「雇用保険受給資格者証の両面写し」および「健康保険被扶養者異動届」を健康保険組合へご提出ください。
受給期間を延長する場合は、「受給期間延長通知書(写)」をご提出ください。

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表 ○印：必ず提出 △印：該当する人は必ず添付

提出/添付書類 (提出された書類のみでは扶養認定の判断ができない場合、 そのほかの証明書等の提出をお願いする場合があります。)		被扶養者異動届	被扶養者調書	所得証明書 ※注1	給与明細書(写) ※注2	確定申告書(写) ※注3	退職した職場 退職票1・2(写) 社会保険資格喪失証明書	雇用保険受給資格者証 (両面写)	個人事業の廃業届出書 (写)	在学証明書または学生証 (写)	住民票(世帯全員分・続柄) 記載のあるもの	送金証明書3カ月分 ※注3	直近の年金振込通知書	
取得場所		健保HP	健保HP	市区町村	勤め先	税務署	退職した職場	ハローワーク	税務署	学校	市区町村	銀行	年金事務所	
配偶者	無職(1年以上無職の場合)	○	○	○										
	就労中(認定基準内の収入)	○	○	○	○	○								
	1年以内に退職	失業給付申請待期中または受給しない場合	○	○	○			○					△別居の場合は必要 (単身赴任は不要)	△受給者の場合は必要
		失業給付受給終了した場合	○	○	○				○					
学生	○	○	○						○					
子 ※注4	18歳未満	○	○											
	18歳以上	学生	○	○						○				
		1年以上無職	○	○	○									
	就労中(学生以外)	パート・アルバイト	○	○	○	○							△別居の場合は必要 (単身赴任は不要)	△受給者の場合は必要
自営業		○	○	○		○								
1年以内に退職(学生以外)	失業給付申請待期中または受給しない場合	○	○	○			○							
	失業給付受給終了した場合	○	○	○				○						
実父母	無職(1年以上無職の場合)	○	○	○										
	就労中(認定基準内の収入)	パート・アルバイト	○	○	○	○								
		自営業	○	○	○		○							
	1年以内に退職	失業給付申請待期中または受給しない場合	○	○	○			○					△別居の場合は必要	△受給者の場合は必要
失業給付受給終了した場合		○	○	○				○						
兄弟姉妹・孫	18歳未満	○	○											
	18歳以上	学生	○	○						○				
		1年以上無職	○	○	○									
	就労中(学生以外)	パート・アルバイト	○	○	○	○							△別居の場合は必要	△受給者の場合は必要
自営業		○	○	○		○								
1年以内に退職(学生以外)	失業給付申請待期中または受給しない場合	○	○	○			○							
	失業給付受給終了した場合	○	○	○				○						
義父母 その他の家族	18歳未満	○	○											
	18歳以上	学生	○	○						○				
		1年以上無職	○	○	○									
	就労中(学生以外)	パート・アルバイト	○	○	○	○								
自営業		○	○	○		○								
1年以内に退職(学生以外)	失業給付申請待期中または受給しない場合	○	○	○			○							
	失業給付受給終了した場合	○	○	○				○					△受給者の場合は必要	

認定対象となる親族の範囲



- ※注1 課税(非課税)証明書または源泉徴収票をご提出ください。
- ※注2 就労されたばかりで給与明細の提出ができない場合は、雇用契約書をご提出ください。
- ※注3 銀行振り込みの振込受領証、通帳の写し、現金書留の控え(送金者は被保険者、受取者は被扶養者であること)
*「手渡し」は客観的事実の確認ができないため、認められません。送金は継続性(月1回程度)が必要です。
*18歳未満の子の通学(学生の子)による別居者は提出不要です。
*同居していても、お互いに独立した生活を送り、食事や生活の費用など家計が別々の場合は、同居と認められません。
- ※注4 夫婦共働きの場合の子の申請には、配偶者の収入証明書の提出が必要です。
ひとり親の場合は提出不要です。

- 別居の親などを扶養に入れる場合、被保険者の兄弟姉妹などの扶養義務のある人がいる時は、被扶養者調書に、その方の収入、援助額、扶養できない理由を明記してください。
- 父母または祖父母が夫婦で同一世帯を構成している場合は、両者とも収入証明や年金振込通知書(直近の通知書等の写し)が必要となります。
- 上記の書類以外にも右に該当する場合は必要書類を添付してください。

申請理由	必要書類
結婚した時	結婚届受理証明書または婚姻日のわかる証明書
外国籍の場合	在留カード(外国人登録証明書の両面写し)または住民票

健康保険組合の加入者を適正にすることは、医療費の負担や高齢者への支援金・納付金などを適正にすることでもあり、健康保険組合の運営上大変重要なことです。そのため、被扶養者の認定は厳格に行います。

5日以内に健康保険組合に届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被保険者資格を取得したとき、被扶養者にしたい人がいる場合は「被扶養者異動届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて届けてください。また、結婚や出産などにより新しく被扶養者が増えたときも、そのつど5日以内に健康保険組合に届出を行うようにしてください。

Q & A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。たとえば、両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 被扶養者の収入とは、原則として次に示すような継続的に生じる収入のすべてを含みます。給与収入（賞与・交通費等を含む総収入）、事業所得（必要経費を差し引いた額）、投資収入、利子収入、個人年金、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、厚生年金基金等課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます）、不動産賃貸収入（土地、家屋、車庫等）、雇用保険失業給付金、傷病手当金、出産手当金、その他実質的に収入と認められるもの
ただし、退職金や出産育児一時金など一時的な収入は含みません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、失業給付が少額^{*}であれば、認められます。なお、待期・給付制限期間中は、収入がないため被扶養者となることができます。

^{*} 60歳未満の方は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上または障害者の方は基本手当日額が5,000円未満

Q 税法上、扶養控除の対象としている家族は健康保険でも扶養家族として認められますか？

A 税法上の扶養は前年度（1月から12月）の年間収入をみますが、健康保険上の扶養認定は、申請時点より今後1年間にどのくらい収入があるかで判断します。また、税法上と健康保険上では収入の認定基準も異なっており、健康保険の認定基準は60歳未満の方は年収130万円未満（月額108,334円未満）、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障害のある方は180万円未満（月額150,000円未満）の方が対象となりますので、年収（パート・アルバイト等）が130万円を超えた時点で扶養から外れるのではなく、収入が1カ月あたり108,334円（108,334円×12カ月＝1,300,008円）見込まれるようになった時点で、削除の手続きが必要となります。

Q 母親を扶養していた被保険者（本人）が結婚することとなり、別居することとなりました。母親の被扶養者（家族）の資格はどうなりますか？

A 同居から別居に変わることで生計維持関係を見直します。この場合は別居となり、被保険者（本人）と妻との生活があり、母親の収入と母親への送金（今後の送金の確認）とを比較し判断します。「母親の収入＞送金」の場合は、認定不可、「母親の収入＜送金」の場合は、認定可能です。

デル健康保険組合では被扶養者の認定について定期的に調査を実施します。

被扶養者資格認定の自己点検チャート

YES... ↓ NO... ↓

